

事業者各位

枚方市財務部総合契約検査室契約課長

枚方市における契約の基本方針

平成 29 年 4 月

枚方市では、市内事業者の育成及び地域経済の活性化を図るため、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）」第 8 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）に則して、市内事業者の受注機会の増大を図るための方針を以下のように定める。

1 分離・分割発注の推進及び事業者の受注機会の拡大

発注にあたっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行い、市内事業者の受注機会の拡大に努めるものとする。

ただし、「枚方市 PPP/PFI 手法活用 優先的検討の基本方針」等により実施する事業については、この方針によらないものとする。

また、入札不調による発注及び施工の遅延を回避するため、発注時期の平準化に努めるとともに、技術者等の不足等の実情に応じて、適切な発注ロットによる発注を実施するものとする。

2 適正な予定価格の作成

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等をふまえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況等を考慮するよう努めるものとする。

3 ダンピング受注の防止等

過度の競争によるダンピングの防止と適正な施工の確保を図るため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度の活用を努めるものとする。

4 適正な施工実績等の設定

発注にあたっては、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないよう配慮し、競争性を高めるとともに、事業者の受注機会の拡大に努めるものとする。

5 情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報等について、ホームページへ掲載し、事業者へ提供するよう努めるものとする。

また、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。